

事務事業評価資料

施策名	集落営農組織等の担い手育成		所管部局課名	農政環境部農政企画局農業経営課					
事業名	担い手育成総合支援事業		担当者電話番号	担い手支援係 内3953					
事業目的	農業者の高齢化、後継者不足等に伴う農地の遊休化や農業生産力の低下に歯止めをかけ、効率的かつ安定的な経営体を育成するため、認定農業者や集落営農組織等の担い手育成を支援								
事業内容	(1)担い手育成支援事業 担い手育成の主たる機関である兵庫県担い手育成総合支援協議会及び地域担い手育成総合支援協議会が実施する総合的な担い手育成に対する支援 補助対象者 地域担い手育成総合支援協議会 県担い手育成総合支援協議会 補助率 県段階10/10、地域段階1/2 (2)担い手規模拡大支援事業 認定農業者等担い手への農地の利用集積を効率的に促進 補助対象者 地域担い手育成総合支援協議会 県担い手育成総合支援協議会 補助率 10/10 (3)農業経営の法人化等 経営管理能力の向上、労働環境の改善等の農業経営の維持・発展のため認定農業者及び集落営農組織等の農業経営体の法人化の推進 補助対象者 県担い手育成総合支援協議会 補助率 10/10			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額			
	事業費	(22,014 千円) 23,144 千円		(13,975 千円) 15,975 千円		(13,218 千円) 16,218 千円			
	人件費	11,588 千円	従事人員 1.3人	11,012 千円	従事人員 1.3人	10,032 千円	従事人員 1.2人		
	総コスト(+)	34,732 千円	従事人員 1.3人	26,987 千円	従事人員 1.3人	26,250 千円	従事人員 1.2人		
事業の目標	地域農業の担い手としての認定農業者の育成			[目標設定理由] 本県農業を担う担い手として認定農業者の育成が必要であるため					
	地域農業の担い手としての集落営農組織の育成			[目標設定理由] 本県農業を担う担い手として集落営農組織の育成が必要であるため					
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H19	H20	H21
	認定農業者数(経営対数)	2,500	27	2321 (15 千円)	2384 (12 千円)	2442 (11 千円)	92.8%	95.4%	97.7%
集落営農組織数(集落数)	1,500	27	825 (43 千円)	898 (31 千円)	950 (28 千円)	55.0%	61.6%	63.3%	
評価結果	必要性	・ひょうご農林水産ビジョン2015に基づき、認定農業者や集落営農組織等の農業の担い手を育成することとしている。このため、その推進母体となる、県・地域担い手育成総合支援協議会が実施する担い手に対する研修等の事業に要する経費として必要である。							
	有効性	・担い手育成総合支援協議会が、認定農業者候補者や組織化候補集落のリーダーに直接働きかけることにより、認定農業者や組織化へ移行する等、インセンティブを与えるための手段として極めて有効である。							
	効率性	・担い手育成総合支援協議会の構成員は、県段階では、県やJA中央会等、地域段階では、市町、JA、農業委員会等の関係団体で構成されており、担い手育成に係る関係機関がお互いに担い手となる者を明確化し、情報の共有化、役割分担の明確化により効率的かつ効果的な活動が実施できる。							
	民間・市町との役割分担	・県は、担い手育成に係る指導方針 ・市町は、認定農業者の認定及び地域段階での集落営農組織の育成方針 ・農業会議・農業委員会は担い手への農地の流動化及び集積 ・JAは集落営農組織の育成等、各関係機関の役割分を明確化している。							
	受益と負担の適正化	・担い手育成は、これまでも県及び各地域担い手育成総合支援協議会が連携をとりながら実施。							
実施方針	方向性	新規 拡充		継続		実施手法の見直し			
	実施手法の見直し内容	廃止 縮小		統合 凍結(休止)		延長 終期設定			
	説明	市町移譲 民間移譲		民間委託 PFI		負担割合変更 事務改善 その他			
説明	本県農業の高齢化、農業従事者の減少という実態を踏まえ、農業の担い手となる認定農業者及び集落営農組織の育成は、喫緊の課題であることから、引き続き本事業を実施する。								